

## 所得段階別 介護保険料

介護保険料は、足立区の介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担を除く)の23%分を、足立区にお住まいの65歳以上の方の人数で割ることにより、基準額を決定します。その基準額をもとに、所得段階別の年間保険料額が決まります。保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保証額が10万円引き上げられましたが、介護保険制度の安定運営のため、令和8年度の介護保険料算定においては、引き上げ前の算定額となります。

令和8年度

対象となる方	所得段階	保険料額(円)		
		月額 (※4)	年額	
本人が住民税課税者で、本人の合計所得金額(※1)が	3,000万円以上	第19段階	43,880	526,560
	2,500万円以上3,000万円未満	第18段階	39,150	469,800
	2,000万円以上2,500万円未満	第17段階	34,430	413,160
	1,500万円以上2,000万円未満	第16段階	29,700	356,400
	1,200万円以上1,500万円未満	第15段階	24,980	299,760
	900万円以上1,200万円未満	第14段階	20,250	243,000
	720万円以上900万円未満	第13段階	16,200	194,400
	620万円以上720万円未満	第12段階	14,850	178,200
	520万円以上620万円未満	第11段階	14,180	170,160
	420万円以上520万円未満	第10段階	12,830	153,960
	320万円以上420万円未満	第9段階	11,480	137,760
	210万円以上320万円未満	第8段階	10,130	121,560
	120万円以上210万円未満	第7段階	8,780	105,360
	120万円未満	第6段階	7,700	92,400
本人が住民税非課税(世帯に住民税課税者がいる)	本人の課税年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が82万6千5百円超	【基準額】 第5段階	6,750	81,000
	本人の課税年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が82万6千5百円以下	第4段階	5,880	70,560
本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が	120万円超	第3段階	4,630	55,560
	軽減申請「第3段階B階層」該当者		3,280	39,360
	軽減申請「第3段階C階層」該当者		1,930	23,160
	82万6千5百円超から120万円以下	第2段階	3,280	39,360
	軽減申請「第2段階B階層」該当者		1,930	23,160
	① 82万6千5百円以下 ②生活保護の受給者 ③老齢福祉年金受給者 のいずれか	第1段階	1,930	23,160

(※1) 合計所得金額とは、年金・給与等の収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、所得控除(扶養控除や社会保険料控除等)や損失の繰越控除をする前の金額です。また、土地売却等に係る特別控除がある場合には、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額を用います。

(※2) 課税年金収入額とは、障害年金や遺族年金以外の年金収入をいい、公的年金控除を差し引く前の金額です。

(※3) その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額です。0円を下回った場合は0円とみなします。

なお、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額(所得金額調整控除がある場合は控除前の金額)から10万円を控除した金額を用います。0円を下回った場合は0円とみなします。

(※4) 月額とは、年額を12ヶ月で割った1ヶ月あたりの標準的な金額です。